

令和7年第4回氷川町議会定例会会議録（第3号）

令和7年6月16日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程（3日目）

- 日程第 1 議案第28号 氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第29号 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第30号 令和7年度氷川町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 4 議案第31号 令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 追加日程第1 議案第32号 氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第2 議案第33号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第3 議案第34号 令和7年度氷川町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 7 議員派遣の件
- 日程第 8 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- 日程第 9 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

1 番	飯 田 健 二	2 番	西 尾 正 剛
3 番	木 下 厚	4 番	吉 川 義 雄
5 番	長 尾 憲二郎	6 番	松 田 達 之
7 番	上 田 俊 孝	8 番	三 浦 賢 治
9 番	上 田 健 一	10 番	片 山 裕 治
11 番	清 田 一 敏	12 番	米 村 洋

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 畑 野 光 昭 書 記 三 好 裕 子

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	西 村 裕	総 務 課 長	坂 本 哲 也
企画財政課長	國 岡 信 吾	税 務 課 長	荒 平 健 二
町 民 課 長	西 村 憲 志	福 祉 課 長	尾 崎 徹
農業振興課長	陳 野 国 司	農 地 課 長	坂 梨 俊 弘
建設下水道課長	白 丸 浩 二	地域振興課長	村 上 孝 治
会 計 管 理 者	柿 本 宏 樹	学校教育課長	増 住 豪 二
生涯学習課長	谷 岡 賢 一	代表監査委員	島 田 博 行

開会 午前10時00分

-----○-----

日程第 1 議案第28号 氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 皆さんおはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第28号、氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 議案第29号 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第2、議案第29号、氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。議案第29号は原案のとおり、可決されました。

-----○-----

日程第 3 議案第 30 号 令和 7 年度氷川町一般会計補正予算（第 2 号）について

○議長（米村 洋君） 日程第 3、議案第 30 号、令和 7 年度氷川町一般会計補正予算第 2 号についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

飯田健二君。

○1 番（飯田健二議員） 15 款、民生費、10 項、児童福祉費、5 目、児童福祉総務費、12 節、委託料、氷川町児童館改修工事設計業務委託料、こちら一般財源から 1,200 万円、今回用意されておりますけれども、先日ちょっと説明を受けたんで

すけど、ちょっと分からなかったところがあるんで、もう 1 回この設計委託料は何の費用なのか、何をやることなのかと、これをやって何をつくるか、高校生までの学童保育所みたいなイメージでちょっと捉えたので、そこもちょっと詳しく教えてもらえれば、お願いします。

○議長（米村 洋議員） 健康福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 設計業務の内容ですが、基本設計ですね、現地調査を行いまして、設計書を作るという意味で追加調査、調査関係が必要であれば調査をするということです。

内容につきましては、児童館ですので、児童館の設備には、集会所や遊戯室、図書室等の整備が必要になります。対象は先ほど言われましたように高校生、18 歳未満の子どもたちになります。以上です。

○議長（米村 洋議員） 飯田健二君。

○1 番（飯田健二議員） 進んでいくことを止めるとかそういう話ではないんですけども、もう一度その施設の再利用をやるというのは分かるんですけども、その中身のことですよね。図書館もありますし、そういういろいろ既存であるものを新たにとっていうのが少し何かこう違うのかなって思い、もったいないなという気がするので

、その中身は今後また精査していただければなと思います。以上です。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄君。

○4 番（吉川義雄議員） 今の関連なんですけど、常葉保育所を活用するわけで、児童館的な施設に改修するという答弁だったかなと思うんですけど、以前、年齢に応じた部屋が 4 つぐらいありますよね。それとあわせて広場というか、屋内体育館っていうか広いスペースもあるじゃないですか。

だから、もう少し中身をどういうふうに、ただ児童館的なっていうのではなく、何か少しプランがあって委託するのか、全く児童館的な丸投げで、どういうのができますかってやるのかでは、全然違うんじゃないかなと思うんですね。

これは公共施設ではないんですけど、広いスペースに、今、子どもたちがするから室内のバスケットでいいのかな、ゴールが一つの、そういうのを作ってあるところ

がありました。

それからもう一つは、今流行りの岩上るのは何て言うのかな。両手、両足で上っていく、何とかクライミングっていうんじゃないかなと思うんですが、そういうのを造ってあるところもあったんですよ。もちろんそう大きなものじゃありません。部屋の中だから。

そういうもし何か考えがあるんだったら、そういう内容があるか、ないかだけ聞かせてください。

○議長（米村 洋議員） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 今ある施設を利用して、設計して行きながらその辺りも含めたところで、遊戯室には遊び道具を入れたり、もろもろ入れたりということ考えております。

あわせて飲食スペースとかも設けていければと思っております。以上です。

○議長（米村 洋議員） 上田健一君。

○9番（上田健一議員） 今の件ですが、児童館改修工事設計業務委託1,200万円かな、これ以外に後どのくらい見とっとですかね。総工事費は。

今話を聞いていれば、こうしたりとか、上に上がったりとかいろいろ話をさせていただきますが、どのくらいの金額がいるのか。

ある程度の目処があってするわけでしょう、改修を、どういうあれでしょうと思っているのか。

ただ、これだけでこやんしてやろうかいという様な調子でやるのとは違うのか。

あと、計画持って総工費3億なら3億とって、ちゃんとしたほうが良かったじゃなかったですか。でないと先は見えんですよ。そこをはっきりしてもらわないと。

○議長（米村 洋議員） 福祉課長ね、今から設計を委託するんだから、今からいろんな設計の中で金額が出てくるという説明をちゃんとしたほうがいい。

福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 今後の設計をしていく中で、予定としては大体設計関係まで合わせたところが、9,000万円程度を考えております。今現在の想定をしているところです。

○9番（上田健一議員） そういうのを、はっきり言うてもらわんと。1,200万円だけ上げてさ、言っても駄目だ。誰も分からんばい。

○議長（米村 洋議員） 今から設計するのに、もうその仕様書が出とるのか。

○福祉課長（尾崎 徹君） 今の段階で想定している外壁から、屋根工事からもろもろ大体積み上げてみて、9,000万円弱ぐらいまでに収まればというところで思っております。

○議長（米村 洋議員） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 少し議論がかみ合わないので、整理をしたいと思っております。

今回、町が、ここを使いたいと思ってますのは、児童館であります。児童館みたいなものじゃありません。

児童館でございまして、これは住民アンケートの中で、雨の降る日に、子どもたちと親が一緒に行って過ごせる場所がないと、ぜひそういった場所をつくっていただきたいという意見が多数ございました。

では、低学年だけでいいのかと、そういった中で、児童館という発想したところでございまして、先ほど言いましたとおり、0歳から18歳までの皆さん方が使える場所でございます。

学童保育所とは全く異質なものでございますので、いつでも自由に使える場所ということでご理解を頂きたいと思っております。

それをこれからあそこの場所を使って、あそこを改修して、その施設に使っていくわけございまして、そのための設計費用が1,200万であります。

これから、私たちの意見も当然そこには入れていきます。こういった使い方をする場所を造ってくれ、こういった場所を造ってくれ、それをトータルで造った時に幾らになるのかというのは、これからその金額が出てまいりますので、設計ができました時には、また皆さん方に建設費のご相談をするという形になってまいります。

大切なことは、やはりそういった住民のニーズがそこにあると、そういった場所をぜひ提供していきたいということでございまして、図書館を造るわけではございません。

児童館に必要な図書については、そこに置こうということでございますし、今、美里では、eスポーツが盛んに行われております。

これは、子どもからお年寄りまでの対象でございますけども、そういった場所であっていいと思えますし、高校生が学習する場所であっていいと思えますし、そういった幅広い使い方ができるのかなというふうに思っております、必要であれば児童館そのものの説明をまずやっていただいたほうが、1番よかったんですね、何の目的でこういったことをするのが児童館ですと、それを造るための設計ですということでございますので、必要であれば児童館の内容につきましてまた説明をさせたいと思います。

○議長（米村 洋議員） ちょっと議長が一つ、その原資的なことはどっから出すのかということだね。答弁できるね。

福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 建設費に関しましては、次世代育成という国の補助金がありますので、そちらを活用していければと思っております。以上です。

○議長（米村 洋議員） 何割ということかね。

○福祉課長（尾崎 徹君） 対象経費の3分の1が国の補助ということになります。

○議長（米村 洋議員） 3分の2は、単費でか。

○福祉課長（尾崎 徹君） そのとおりです。

○議長（米村 洋議員） ほかに質疑ありませんか。

長尾憲二郎君。

○5番（長尾憲二郎議員） 私のほうは、歳入のほうの質問をしたいと思います。

9ページと10ページの中で、過疎債を使った事業が、農業収入安定化事業と、それから、道路の改修工事等の3件ほど上がっております。

もろもろと教育のほうにも入ってるんですが、竜北地区の過疎債ということでの形になっておるんですけどもその中で、道路改修工事の中で、270万ほど返金という形になっております。

これ10ページを開けていただきますと、過疎対策事業費の中で、道路改良工事マイナス270万返済になっとなるんですが、過疎債をわざわざ使っとなって返済するというのはどういう内容なのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（米村 洋議員） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） まず過疎対策事業債ということで、これは竜北地区のほうを該当する事業ということで、今回道路改良事業のところでは270万円の減ということで、これが当初予算で行きまして交付金で、過疎債に充当した当該路線の交付金について、当初予算では8割程度の計上ということで、割当て率でしておりましたが、当該竜北地区につきまして、9割程度付きましたので、国費が増えたということで、その分過疎債の分を減じたということになります。以上です。

○議長（米村 洋議員） 長尾憲二郎君。

○5番（長尾憲二郎議員） 一応余分についたということで捉えていいんでしょうかね。

○議長（米村 洋議員） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 交付金自体は全体的に割当て率が低うございました。

若干メニューに伴いまして、全体的には下がっておりますが、あくまでも今回の路線につきましては、8割程度が9割付いたということで、ご報告いたします。

○議長（米村 洋議員） ほかにありませんか。

吉川義雄君。

○4番（吉川義雄議員） 歳出関係で幾つかお尋ねをいたします。

まず11ページ、10款、5項、5目、8節の旅費、特別旅費が組んであるわけですが、合併の20年度関連事業の一環ですけれども、議案上程の時に、この分の説明がなかったと思いますので、まずもう一度515万円の説明をひとつお願いをいたします。

○議長（米村 洋議員） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） この特別旅費につきましては、今回の合併20周年記念式典におきまして、ペルーのほうから平岡ルイス夫妻をご招待するというようにしております。その分の旅費として今回計上しているところです。以上です。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄議員） 説明がなかったので、多分そうだろうと思いましたが、お尋ねしました。

次に、11ページ、10款、5項、5目、13節の使用料及び賃借料、テレビ受信料で各地でカーナビ関係で、NHKの受信料の支払いが出てますが、説明の時に今年度だけじゃなくて遡及して払わんといかんという話がありましたが、台数といっからの分を遡及して払うのか、それを教えてください。

○議長（米村 洋議員） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 今回、対象となります台数としましては、4台ございます。

まず、マイクロバスが2台ございますが、まず1台のほうで遡及している年数としまして5年11カ月、もう1台のマイクロバスのほうで19年6カ月、青パト7年、ハイエース10人乗りになりますが2年3カ月、この分を合わせた分を計上しております。以上です。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄議員） 私もテレビだとか、新聞報道とかでこれずっと見てたんで

、どこでもかなりあるんだなあということで、改めて自分の口座を見てみたら、若干引かれてるというのも分かりまして、買った時にそういう届出があつて、私自身はしたような記憶なかったんですが、自動車会社が多分したんでしょう、引かれていたわけですが、この19年と5年以上も遡って払わんといけないんですか。そこを教えてください。

○議長（米村 洋議員） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） この支払いにつきましては、放送法とかの関係で支払うことになってるんですけれども、一応NHKのほうに確認しましたところ、請求というのが行われておりませんので、今申し上げた期間につきましては、備品登録とかの当初の期間から算定をしているわけなんですけれども、そこまで遡及してという形で、請求がなされるということでNHKのほうから説明がっております。以上です。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄議員） それで、今後どうするかということが必要だと思うんですが、要するに今のナビもほとんど全部受信機能がついてますよね、それで公用車については、テレビ受信機能がない分に変えるとかそういった自治体も出てきてるんですが、今後はそういった点はどうされるかだけお聞かせください。

○議長（米村 洋議員） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 現在、テレビ受信機能がついているものということで、今回の受信契約が発生してるんですけれども、実際そういったテレビっていう部分で見ない車両もありますので、そういった部分につきましては、今後不要な部

分については、そういった先ほど言われたような撤去なども検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄議員） あと1点ちょっとお伺いします。

17ページ、40款、5項、25目、18節、負担金補助及び交付金の地域衛星通信ネットワーク第3世代システム整備678万円という計上されているわけですが、初日にどういうものかとの説明があつて内容は大体分かったわけですが、これが、国が進めるシステムで、これを各自治体に導入しなさいと。災害対策を考えれば、必ず入れないといけないと私も思いますが、地方債になっている部分、財源は将来的には全額入るんですか。

○議長（米村 洋議員） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） この事業につきましては、財源として緊防債を充てているところになります。以上です。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄議員） 何割補助対象になってるんですか。

○議長（米村 洋議員） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 緊防債のほうが充当率100パーセント、交付税措置が70パーセントということになっております。以上です。

○議長（米村 洋議員） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 4 議案第31号 令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)について

○議長（米村 洋君） 日程第4、議案第31号、令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（米村 洋君） 日程第5、諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、諮問第1号を採決します。本案は適任者として推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、諮問第1号は適任者として推薦することに決定されました。

-----○-----

日程第 6 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（米村 洋君） 日程第6、諮問第2号、人権擁護委員候補の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、諮問第2号を採決します。本案は適任者として推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、諮問第2号は適任者として推薦することに決定されました。

-----○-----

○議長（米村 洋君） ただいま、町長から議案第 3 2 号、氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

、議案第 3 3 号氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

、議案第 3 4 号、令和 7 年度氷川町一般会計補正予算第 3 号についてが提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2、追加日程第 3 として、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 2 号から議案第 3 4 号を日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2、追加日程第 3 として議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第 1 議案第 3 2 号 氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 追加日程第 1、議案第 3 2 号、氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 議案第 3 2 号、氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由は、公職選挙法施行令の改正により、選挙公営の単価を改正する必要があるためです。

2 ページの新旧対照表をご覧ください。

第 8 条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担について規定しており、選挙運動用ビラ 1 枚当たりの作成単価の上限を 7 円 7 3 銭から 8 円 3 8 銭に改正するものです。

また、第 1 1 条の選挙運動用ポスターの作成費の公費負担については、1 枚当たりの作成単価の上限を 5 4 1 円 3 1 銭から 5 8 6 円 8 8 銭に改正するものです。

この条例は、公布の日から施行し、適用区分としまして、改正後の第 8 条及び第 1 1 条の規定は、この条例の施行の日以降その期日を告示される選挙について適用

し、施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、従前の例によるものとするものです。

これで、議案第32号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第2 議案第33号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 追加日程第2、議案第33号氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 議案第33号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正が成立及び公布されたことに伴い、選挙長等の報酬額を引き上げる必要があるためです。

新旧対照表の13ページをご覧ください。

13ページの上から3段目、選挙長から14ページの期日前投票所の投票立会い人までの報酬額をそれぞれ改正するものです。

この条例は公布の日から施行し、適用区分としまして、この条例による改正後の規定は、施行の日以後その期日を公示又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査または、日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示又は告示された選挙等の投票については、従前の例によるものとするものです。

これで、議案第33号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで討論を終わります。

これから、議案第 33 号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立少数です。したがって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第 3 議案第 34 号 令和 7 年度氷川町一般会計補正予算（第 3 号）について

○議長（米村 洋君） 追加日程第 3、議案第 34 号、令和 7 年度氷川町一般会計補正予算第 3 号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 議案第 34 号、令和 7 年度氷川町一般会計補正予算第 3 号につきましてご説明いたします。

令和 7 年度氷川町一般会計補正予算第 3 号を別紙のとおり定めるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1 ページをご覧ください。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 174 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 81 億 8,088 万 4,000 円とするものです。

歳出についてご説明いたします。7 ページをご覧ください。

10 款、総務費、20 項、選挙費、15 目、町長及び町議会議員選挙費、1 節、報酬 20 万 7,000 円は、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正に伴い、選挙長等の報酬額を引き上げるものになります。

18 節、負担金補助及び交付金 10 万円は、氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部の改正に伴い、選挙公費の単価引上げによるものです。

35 目、参議院議員選挙費、1 節、報酬 21 万 5,000 円は、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正に伴い、選挙長等の報酬額の引上げによるものです。

25 款、農林水産業費、5 項、農業費、10 目、農業振興費、18 節、負担金補助及び交付金 121 万 8,000 円は、農業機械の共同利用や組織化を目的とする、熊本地土地利用型農業競争力強化緊急支援事業補助金を活用し、農事組合法人が機械を導入するもので、県補助金の内報を受け計上するものになります。

40 款、5 項、消防費、25 目、災害対策費、目の合計 6,000 円につきまして

は、氷川町防災会議の構成委員へ女性委員の増員登用により、1名分の報酬及び費用弁償を計上するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをご覧ください。

65款、国庫支出金、15項、委託金、5目、5節、総務費委託金21万5,000円は、参議院議員選挙費の報酬に係る財源とするものです。

70款、県支出金、10項、県補助金、20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金121万8,000円は、熊本地土地利用型農業競争力強化緊急支援事業補助金の財源とするものです。

90款、5項、5目、繰越金、5節、前年度繰越金31万3,000円は、氷川町長及び氷川町議会議員選挙費の財源とするものになります。

これで、議案第34号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで討論を終わります。

これから、議案第34号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立少数です。したがって、議案第34号は原案通り可決されました。

-----○-----

日程第 7 議員派遣の件

○議長（米村 洋君） 日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣についてはお手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 8 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

日程第 9 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（米村 洋君） 日程第8、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてから日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてまでを一括議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継

続調査の申出が提出されています。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

町長から閉会にあたっての挨拶の申出があります。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重にご審議を賜り、全議案につきまして可決並びに同意を頂き、誠にありがとうございました。

うれしいニュースが飛び込んでまいりました。イタリアローマで開催中のスケートボードのワールドカップツアーストリート女子において、竜北中学校2年生の松本雪聖さんが、第3位の成績を収められたということでございます。世界の3位でありまして、すばらしい成績かなというふうに思っております。

多分明日の熊日の朝刊には、大きく載せていただくものと思っております。

本当におめでとうでございます。このまましっかり成長していただいて、次期のロサンゼルスオリンピックに出場できるならば、本当に素晴らしいことかなというふうに思っております。私ども行政でできる応援は、しっかり応援をしていきたいなというふうに思っております。

さて、梅雨に入りまして、毎日雨の日が続いております。今後も大雨が予想されます。

これからも、それぞれ緊張感を持って、対応してまいりたいというふうに思っております。

なお、本定例会で頂きましたご意見、ご提案につきましては、今後の町政運営にしっかり生かさせていただきたいというふうに思っておりますし、私どもで反省する部分も多々あったというふうに思っております。しっかり反省の上、対応してまいりたいというふうに思っております。

どうぞ今後とも議員各位のさらなるご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

結びに、気候不順の折から、どうぞ健康管理には十分注意をされまして、今後ともご活躍されますことをご祈念申し上げまして、御礼の言葉といたします。

○議長（米村 洋君） 会議を閉じます。令和7年第4回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年8月20日 氷川町議会議長 米村 洋

令和7年8月20日 氷川町議会議員 吉川義雄

令和7年8月20日 氷川町議会議員 長尾憲二郎